

令和 5 年度 第 2 回

立木公売

日 時 令和5年10月23日（月）

入札開始 午前 10時 00分

締 切 午前 10時 05分

場 所 会津森林管理署 入札室

本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

会 津 森 林 管 理 署

〒965-8550 会津若松市追手町 5番 22号

TEL 0242 (27) 3270 ・FAX 0242 (27) 3272

公 売 公 告

令和5年9月19日
分任契約担当官
会津森林管理署長 中島 勇雄

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

記

- 1 入札及び開札の日時
令和5年10月23日（月）
入札開始 10時00分
締切 10時05分 締切後即時開札
- 2 入札及び開札の場所
会津森林管理署 入札室
- 3 郵便入札
認めます。
(1) 送付場所 〒965-8550
福島県会津若松市追手町5番22号 会津森林管理署
(2) 到着期限 10月20日（金） 17時00分必着。
上記の期限以後、到着したものは、無効とします。
(3) その他留意事項
封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と
朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。
なお、入札書の日付は令和5年10月23日と記載して下さい
- 4 入札物件
(1) 次の事項については、別添「売払物件内訳書」のとおりです。
ア 売払番号
イ 物件所在地
ウ 伐採種（皆伐・主伐）
エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間

カ 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の特約事項・入札条件等については、別添「特約事項」を参照して下さい。

5 入札参加者の資格

令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書(林産物の売払)」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

(1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。

(2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。

(3) 関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

7 契約保証金

免除します。

8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額(円未満の端数切捨て)をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」(別紙1-1)の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任

状」(別紙1-2)を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」(別紙2)のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項(別紙3)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期限は令和5年10月30日(月)までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品

の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。（年利1.00%）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

- (2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。
- (3) 延納期限は、1,000m³未満は6ヶ月以内、1,000m³以上は10ヶ月以内とします。

1.3 物件の引渡

- (1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- (2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を会津森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- (3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を会津森林管理署長に提出して下さい。

1.4 各規程等の閲覧場所

(1) 販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：会津森林管理署又は会津森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：会津森林管理署で閲覧して下さい。

会津森林管理署のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/aizu/index.html>

(2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局署等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、会津森林管理署 業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。
- (4) 本物件は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」（平成26年12月17日付け福島県農林水産部部長通知）に準拠し、事前に空間放射線量率の測定を実施し0.50 μ Sv/h以下であること、また、0.50 μ Sv/h超の場合は、樹皮の放射線物質濃度が6,400Bq/kg以下であることを確認しています。なお物件毎の測定結果は、別紙4に示すとおりです。
- (5) 適格請求書（インボイス）の交付について

適格請求書（インボイス）の交付は売買契約書に別紙5-1「売買代金明細書」を添付することとし、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。なお、民収分も国が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して国から交付します。

現時点（公告時点）における仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙5-2のとおりです。

入札に際し、注意願います。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

(6) 入札物件について

今回の物件は、一部の分収造林契約箇所で皆伐となっておりますので、区域内の立木はすべて伐採してください。

なお、現場条件等により棄権する場合は、管轄森林事務所職員に相談願います。また、搬出後は新植を予定していますので枝条等は転落の危険がないようまとめて下さい。

入札物件の詳細については、現地案内において説明いたします。

(7) 立木代金の納入について

今回の入札物件については、一部で分収林契約箇所となっております。分収林販売の場合、通常の立木販売代金納入の方法と異なる点がありますので、ご理解の上、入札に参加されるようお願い申し上げます。

ア 国の持分に係る代金については、国の発行する納入告知書により納入していただきます。

イ 分収林契約者の持分に係る代金については、分収林契約者の金融機関に振り込んでいただくこととなります。なお、振り込みに係る手数料は買受人の負担となります。

ウ 納入告知書は、財務省会計センターから発行されます。

(8) 郵便入札をされる方は、郵便事情により遅延することがありますので、早めにご投函をお願いします。書留か配達証明を使用ください。

(9) 物件搬出については、搬出に使用する車両が運搬区間を通行できることを確認の上入札してください。

(10) 境界標識の保護には十分留意してください。なお、損傷した場合には買受人の負担で復元していただくこととなります。

(11) 民有地に係る交渉等は、買受人が行ってください。

(12) 法令制限林箇所についての作業許可等については、買受人が行ってください。

(13) 事業着手前に管轄する森林事務所へ「立木販売箇所の事業計画書」、「無料利用請書」を提出し承認を受けてください。

(14) 万が一、事故や災害が起きた場合は、速やかに管轄森林事務所、及び会津森林管理署に連絡をお願いします。

16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

会津森林管理署 業務グループ（経営担当）

電話番号：0242-27-3270 FAX 番号：0242-27-3272

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状 (例)

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 入札年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

担当官
長

殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1 - 2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等に委任状の提出が必要となります。

委 任 状 (例)

私は、都合により〇〇 〇〇を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3
- 4 委任期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称
代表者氏名

担当官
長

殿

入札書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

森林管理(署・支署・事務所)長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

(注意事項)

金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。

代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を行うこと。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

物件毎の空間放射線率

物件番号	①空間線量率 (μ Sv/h)	②樹皮の放射性 物質濃度 (Bq/kg)	③測定日	備 考
1	0.08	—	R4.8.30	7林班ほ2林小班 3.85 ha 測定点数 4 点 (空間線量率)
2	0.05	—	R5.5.15 R5.5.24	17林班つ1林小班 5.44 ha 測定点数 6 点 (空間線量率)
3	0.05	—	R4.10.24 R4.11.1	378林班つ林小班 7.72 ha 測定点数 17 点 (空間線量率)
4	0.08	—	R4.6.16	518林班た林小班 0.52 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
5	0.05	—	R4.8.22	548林班の3林小班 0.80 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
6	0.09	—	R3.10.6	610林班そ林小班 1.28 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
6	0.09	—	R3.10.6	610林班な林小班 0.44 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
6	0.09	—	R3.10.6	610林班お2林小班 0.28 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
7	0.10	—	R4.10.17	559林班い林小班 0.32 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
7	0.11	—	R4.10.17	559林班ろ1林小班 1.77 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
7	0.12	—	R4.10.4	559林班ろ2林小班 2.26 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
8	0.11	—	R3.10.6	566林班た林小班 1.19 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
8	0.12	—	R3.10.6	566林班れ林小班 0.06 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
9	0.16	—	R4.9.7	582林班ち林小班 2.47 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
9	0.13	—	R4.8.30 R4.8.31	582林班わ6林小班 4.68 ha 測定点数 6 点 (空間線量率)
10	0.10	—	R3.9.28	5林班ろ林小班 1.11 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
11	0.04	—	R5.4.27	15林班へ1林小班 5.94 ha 測定点数 6 点 (空間線量率)
12	0.04	—	R4.6.29	72林班よ1林小班 0.68 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)

物件番号	①空間線量率 (μ Sv/h)	②樹皮の放射性 物質濃度 (Bq/kg)	③測定日	備 考
12	0.05	—	R4.6.29	72林班よ2林小班 0.12 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
13	0.05	—	R4.5.12 R4.5.13	72林班の1林小班 3.89 ha 測定点数 5 点 (空間線量率)
13	0.04	—	R4.8.4	72林班の2林小班 0.82 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
14	0.05	—	R4.5.9 R4.5.11	345林班ろ林小班 3.33 ha 測定点数 4 点 (空間線量率)
15	0.05	—	R4.5.9 R4.5.11	345林班に林小班 2.03 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
16	0.05	—	R4.6.13 R4.6.15	374林班に林小班 6.25 ha 測定点数 7 点 (空間線量率)
17	0.07	—	R4.7.11 R4.7.13	425林班へ林小班 2.99 ha 測定点数 4 点 (空間線量率)
18	0.06	—	R4.7.12	384林班ら林小班 1.67 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
19	0.06	—	R4.6.17	462林班へ林小班 1.99 ha 測定点数 3 点 (空間線量率)
20	0.06	—	R4.7.14	462林班と林小班 1.44 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
21	0.05	—	R4.7.4	518林班れ林小班 1.70 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
22	0.08	—	R5.5.24	518林班ね林小班 1.06 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
23	0.03	—	R4.7.20	548林班の2林小班 1.47 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
24	0.03	—	R4.7.20	548林班お林小班 1.05 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
25	0.14	—	R2.5.14	610林班お1林小班 1.59 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
25	0.10	—	R2.5.14	610林班く林小班 1.19 ha 測定点数 2 点 (空間線量率)
26	0.10	—	R3.6.8	628林班き2林小班 3.96 ha 測定点数 5 点 (空間線量率)
27	0.06	—	R4.7.19 R4.7.25	568林班さ林小班 5.38 ha 測定点数 6 点 (空間線量率)
28	0.03	—	R4.8.2	1林班い林小班 20.19 ha 【芦ノ原官行造林】 測定点数 21 点 (空間線量率)
29	0.07	—	R4.7.27 R4.7.28	1林班い林小班 9.88 ha 【本名官行造林】 測定点数 10 点 (空間線量率)

売買代金明細書

〇〇〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇 殿

T8000012050001
〇〇森林管理署

売買契約年月日 年 月 日

売買契約番号

売買物件の所在場所 (分収林の場合は国有林野名及び林小班名 官行造林の場合は市町村名 字名 地番等)

売買代金 合計額	税込金額	うち消費税額 (10%)

うち適格請求書 (インボイス)	税込金額	うち消費税額 (10%)
対象金額		

<内訳>

インボイス対象	税込金額	うち消費税額 (10%)
①官収分		—
②民収分 (適格請求書発行事業者分)		—
小計		

インボイス対象外	税込金額	うち消費税額 (10%)
③民収分		—
小計		

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%で計算した額）とは一致しない場合があります。

※2 当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

1～9号物件（分収無し）	10.00%
10～27号物件（分収造林）	10.00%
28～29号物件（官行造林）	10.00%

※3 上記2の数値には、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の控除率は計算されていません。

入札物件一覧表

物件番号	森林事務所	市町村	国有林	林小班	林齡(約)	保安林指定	樹種	面積	本数	材積(m ³)	伐採種	備考
1	湊	会津若松市	岩杉山	7ほ2	50	無	スギ外	3.85	686	287.84	間伐	

2	湊	会津若松市	中沢山	17つ1	43	有	スギ外	5.44	2,012	791.34	間伐	
---	---	-------	-----	------	----	---	-----	------	-------	--------	----	--

3	小野川(檜原)	北塩原村	高曽根	378つ	68	有	スギ外	2.19	—	957.33	皆伐	(1伐区)
				378つ	68	有	スギ外	2.46	—	1,129.10	皆伐	(2伐区)
				378つ	68	有	スギ外	2.09	—	1,185.20	皆伐	(3伐区)
				378つ	68	有	スギ外	0.98	—	428.43	皆伐	(4伐区)
計								7.72	—	3,700.06		

4	坂下	会津美里町	中ノ沢	518た	80	有	スギ外	0.52	191	263.40	皆伐	
---	----	-------	-----	------	----	---	-----	------	-----	--------	----	--

5	坂下(川口)	金山町	上山口	548の3	55	無	スギ外	0.80	731	197.50	皆伐	
---	--------	-----	-----	-------	----	---	-----	------	-----	--------	----	--

物件番号	森林事務所	市町村	国有林	林小班	林齡(約)	保安林指定	樹種	面積	本数	材積(m ³)	伐採種	備考
6	坂下(川口)	金山町	大妻	610そ	64	有	スギ外	1.28	173	347.29	間伐	
				610な	67	有	スギ	0.44	75	85.77	間伐	
				610お2	92	有	スギ	0.28	26	63.80	間伐	
計								2.00	274	496.86		

7	昭和	昭和村	美女峠	559い	70	有	スギ外	0.32	254	212.04	皆伐	
				559ろ1	61	有	スギ外	1.77	1,475	657.20	皆伐	
				559ろ2	59	有	スギ外	2.26	2,247	1,414.52	皆伐	
計								4.35	3,976	2,283.76		

8	昭和	昭和村	大佛	566た	60	有	スギ外	0.46	331	245.21	皆伐	
				566た	60	有	カラマツ外	0.73	105	83.85	間伐	
				566れ	78	有	スギ外	0.06	52	61.28	皆伐	
計								1.25	488	390.34		

9	昭和(大芦)	昭和村	御前岳	582ち	70	有	カラマツ外	2.47	1,515	684.90	皆伐	
				582わ6	65	有	カラマツ外	4.68	4,858	2,008.11	皆伐	
計								7.15	6,373	2,693.01		

物件番号	森林事務所	市町村	国有林	林小班	林齡(約)	保安林指定	樹種	面積	本数	材積(m ³)	伐採種	備考
10	湊	会津若松市	滝沢山	5ろ	80	無	スギ外	1.11	620	318.94	皆伐	部分林

11	湊	会津若松市	背焙峠	15へ1	45	無	スギ外	5.94	875	530.46	間伐	部分林
----	---	-------	-----	------	----	---	-----	------	-----	--------	----	-----

12	湯野上	会津美里町	小西沢山	72よ1	71	有	スギ外	0.68	345	463.23	皆伐	部分林
				72よ2	71	有	スギ外	0.12	80	110.75	皆伐	部分林
計								0.80	425	573.98		

物件番号	森林事務所	市町村	国有林	林小班	林齡(約)	保安林指定	樹種	面積	本数	材積(m ³)	伐採種	備考
13	湯野上	会津美里町	小西沢山	72の1	71	有	スギ外	3.89	3,579	3,323.81	皆伐	部分林
				72の2	71	有	スギ外	0.82	598	659.39	皆伐	部分林
計								4.71	4,177	3,983.20		

14	喜多方	喜多方市	三谷山	345ろ	69	無	スギ外	3.33	2,735	1,038.36	皆伐	部分林
----	-----	------	-----	------	----	---	-----	------	-------	----------	----	-----

15	喜多方	喜多方市	三谷山	345に	64	無	スギ外	2.03	2,018	561.96	皆伐	部分林
----	-----	------	-----	------	----	---	-----	------	-------	--------	----	-----

16	小野川(檜原)	北塩原村	雁行山	374に	56	無	スギ外	6.25	7,306	3,101.36	皆伐	部分林
----	---------	------	-----	------	----	---	-----	------	-------	----------	----	-----

17	小野川(檜原)	北塩原村	西吾妻山外1	425へ	64	有	カラマツ外	2.99	3,230	1,200.07	皆伐	部分林
----	---------	------	--------	------	----	---	-------	------	-------	----------	----	-----

18	小野川	北塩原村	甘清水	384ら	65	無	スギ外	1.67	1,557	483.47	皆伐	部分林
----	-----	------	-----	------	----	---	-----	------	-------	--------	----	-----

19	小野川	北塩原村	西吾妻山外1	462へ	64	無	カラマツ外	1.99	2,228	782.38	皆伐	部分林
----	-----	------	--------	------	----	---	-------	------	-------	--------	----	-----

20	小野川	北塩原村	西吾妻山外1	462と	60	無	カラマツ外	1.44	1,203	564.83	皆伐	部分林
----	-----	------	--------	------	----	---	-------	------	-------	--------	----	-----

21	坂下	会津美里町	中ノ沢	518れ	56	無	スギ外	1.70	1,240	1,197.37	皆伐	部分林
----	----	-------	-----	------	----	---	-----	------	-------	----------	----	-----

22	坂下	会津美里町	中ノ沢	518ね	81	無	スギ外	1.06	415	543.46	皆伐	部分林
----	----	-------	-----	------	----	---	-----	------	-----	--------	----	-----

23	坂下(川口)	金山町	上山口	548の2	83	無	スギ外	1.47	571	752.32	皆伐	部分林
----	--------	-----	-----	-------	----	---	-----	------	-----	--------	----	-----

24	坂下(川口)	金山町	上山口	548お	55	無	スギ外	1.05	975	468.16	皆伐	部分林
----	--------	-----	-----	------	----	---	-----	------	-----	--------	----	-----

25	坂下(川口)	金山町	大妻	610お1	46	有	スギ	1.59	254	127.58	間伐	部分林
				610<	45	有	スギ	1.19	130	74.33	間伐	部分林
計								2.78	384	201.91		

26	坂下(川口)	金山町	臺山外1	628き2	55	有	スギ外	3.96	3,487	1,512.51	皆伐	部分林
----	--------	-----	------	-------	----	---	-----	------	-------	----------	----	-----

27	昭和	昭和村	白森山	568さ	46	無	スギ	5.38	1,122	407.66	間伐	部分林
----	----	-----	-----	------	----	---	----	------	-------	--------	----	-----

物件番号	森林事務所	市町村	官行造林地	林小班	林齡(約)	保安林指定	樹種	面積	本数	材積(m ³)	伐採種	備考
28	湯野上	下郷町	芦ノ原	1い	65	無	カラマツ外	19.04	—	5,750.95	皆伐	官行造林
				1い	65	無	アカマツ外	1.15	—	613.32	皆伐	官行造林
計								20.19	—	6,364.27		

29	坂下(川口)	金山町	本名	1い	64	無	スギ外	6.61	—	3,693.75	皆伐	官行造林
				1い	64	無	カラマツ外	3.27	—	1,989.49	皆伐	官行造林
計								9.88	—	5,683.24		

特約事項【R5年度 第2回 立木販売】

1. 労働安全に留意し、作業制限等を遵守の上、作業を実施してください。万が一事故や災害が起きた場合は、速やかに管轄森林事務所及び会津森林管理署に連絡してください。また、事業着手前に管轄する森林事務所へ「立木販売箇所の事業計画書」を提出してください。事業終了前には管轄する森林官等と現地確認を行ってください。なお、伐採・搬出の着手は、森林管理署長等による事業計画書の承認後となります。
2. 買受けた物件の対象木については、全て伐倒・搬出して下さい。特別な事情により立木を残す場合は、森林官等と協議下さい。契約対象外の立木は損傷の無いよう保護に努めて下さい。なお、販売区域外の周囲立木には原則として赤い 2 本の横線が標示しており、間伐の場合は全調査木根際に山極印による極印及び伐採木の胸高にテープが巻かれているのでご留意下さい。
3. 作業時は労働安全衛生に十分配慮し、作業制限等遵守のうえ作業を実施してください。万が一、事故や災害が起きた場合は、速やかに管轄森林事務所、及び当署に連絡して下さい。
4. 物件の搬出については、搬出する車両が運搬区間を通行できることを確認の上入札して下さい。また、伐採搬出作業に当たっての国有林以外の民有地などの利用については、買受者において土地の使用承諾を得て下さい。
5. 伐採搬出作業に当たって、国有林及び民有林の境界に埋設してある「境界標」を損傷しないよう十分注意して下さい。万一、不注意により損傷した場合には買受者の負担で復元していただきます。
6. 搬出路作設については、別紙「特約事項(立木販売)(伐採・搬出、森林作業道等作設)」のとおりとなります。搬出路に水切り等の排水設備を整備し、泥水等が直接沢や公道に流れ込まないようにしてください。土場跡地についても末木枝条、残材等を沢や土場に放置しないで整正願います。水道施設等が隣接地にある場合には、破損しないよう細心の注意を払ってご対応願います。
また、「国有林野における林地保全に配慮した生産販売事業の推進について」により次の(1)から(3)を遵守していただくこととなります。
 - (1) 買受人は、別紙「主伐時における伐採・搬出指針」(3 の①及び⑤を除く)を遵守しなければならない。
 - (2) 買受人は、別紙に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を森林管理署長等に提出しその確認を受けなければならない。
 - (3) 森林管理署長等は、買受人による承認を受けた集材路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができること。この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。
7. 搬出道作設等の理由により、契約対象外の立木を伐採する必要がある場合は、支障木の調査及び手続きに時間を要することから、予め余裕をもって管轄森林事務所に申し出て下さい。また、必ず支障木の代金納入が確認できる金融機関の発行する振込証書の写しを森林管理署に提出のうえ、作業に着手して下さい。
8. 8～23号物件は「部分林」のため収益分収となります。国の持分については、国の発行する納入告知書により納入し、部分林契約者の持分については、契約代表者の金融機関の指定口座へ振込となります。なお、振込手数料は買受者の負担となります。

9. 28～29号物件は「官行造林」のため収益分取となります。国の持分については、国の発行する納入告知書により納入し、官行造林契約者の持分については、契約代表者の金融機関の指定口座へ振込となります。なお、振込手数料は買受者の負担となります。
10. 2～4、6～9、12～13、17、25～26号物件は保安林に指定されていますので、森林法の制限を受けます。保安林内で搬出路や土場等を作設・利用する場合は、土地の形質変更及び立木の伐採について、県知事への申請が必要となりますので、買受者において許可申請をお願いします。申請する際は森林管理署の同意書も同時に提出する必要があるため、事前に森林管理署に同意申請して下さい。なお、申請後に許可区域外での搬出路の作設は認められませんのでご注意ください。
11. 17、19～20号物件の地域は国立公園第3種特別地域に指定されています。伐採・搬出に当たって特段の制限はありませんが、県知事等から指示があった場合は、その指示に従って下さい。

※その他、現地案内の際に説明する事項や、森林管理署長が指示する事項についても、遵守していただきます。

主伐時における伐採・搬出指針

1 目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方で、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害が激甚化・多様化するようになってきており、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている状況にある。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

本指針は、これらを踏まえ、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を示すものである。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるところによる。

- (1) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう（森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する）。
- (2) 土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3 伐採の方法及び区域の設定

- ① 持続的な林業の確立に向けて、立木の買付けや伐採の作業受託の際に、森林所有者に対して、再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。
- ② 林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等については、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないように、伐採の適否、択伐、分散伐採その他の伐採方法及び更新の方法を決定する。
- ③ 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。
- ④ 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所・樹木を森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に重要な空洞木の保残等を行う。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。
- ⑤ 気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

4 集材路・土場の計画及び施工

(1) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設

- ① 図面及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、水の流れ及び湧水、土砂の崩落、地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路・土場の配置を計画する。
- ② 伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。
- ③ やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じる。
- ④ 集材路・土場の作設開始後も土質や水の流れなど伐採現場の状態に注意を払い、集材路・土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるように、必要に応じて当該配置に係る計画の変更を行う。
- ⑤ 集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。
- ⑥ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合は、尾根部その他の地盤の安定した箇所を設置する。
- ⑦ 集材路・土場の作設により露出した土壌が溪流へ流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路・土場は溪流から距離をおいて配置する。
- ⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。
- ⑨ 伐採現場の土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路・土場の作設を可能な限り避ける。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。
- ⑩ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討する。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行う。

(2) 人家、道路、取水口周辺等での配慮

- ① 集材路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。以下同じ。）の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では集材路・土場を作設しない。
- ② 水道の取水口に濁水が流入しないよう、その周辺では集材路・土場の作設を避ける。

(3) 生物多様性と景観への配慮

- ① 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合には、必要に応じて線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。
- ② 集材路・土場の作設に当たっては、集落、道路等からの景観に配慮し、集材路・土場の密度、配置及び作設方法を調整する。

(4) 切土・盛土

- ① 切土・盛土の量を抑えるために、集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとする。
- ② 切土高を極力低く抑えるとともに、盛土を行う場合には、しっかりと締め固め、補強が必要な場合には、丸太組み工法等を活用して盛土を安定化させる。
- ③ 残土が発生した場合には、残土が溪流に流出しないよう溪流沿いを避け、地盤の安定した箇所小規模に分散して置く。また、流出のおそれがある場合は、丸太組み工法等を活用して対策を講じる。

(5) 路面の保護と排水の処理

- ① 雨水が集中して路面の長い区間を流下し、又は滞水すると、路面の洗掘及び崩壊の原因となるため、地形を利用して上り坂と下り坂を切り替えるなどの路面の保護のための対策を講じる。
- ② 路面の排水は、可能な限り尾根部、常時水の流れている谷等の侵食されにくい箇所こまめに行う。また、崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、路面から谷側斜面への排水を促しつつ、横断溝を設け、流末処理も行うとともに盛土箇所の手前で排水するなどの対策を講じる。

(6) 溪流横断箇所の処理

- ① 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、その維持管理を十分に行う。また、暗渠を用いる場合には、詰まりが生じないように十分な大きさのものを設置することとし、暗渠の呑口の土砂だめの容量を十分確保する。なお、洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。
- ② 洗い越しは、越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、流出のおそれがある場合は、必要に応じて撤去する。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

- ① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。
- ② 集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。

- ③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払う。
- ④ 伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。
- ⑤ 枝条等が雨水により溪流に流出することがないように対策を講じ、沢に近い場所への集積は避ける。
- ⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みをするのを避ける。

6 事業実施後の整理

(1) 枝条・残材の整理

- ① 枝条・残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。
- ② 枝条・残材を伐採現場に残す場合は、出水時に溪流に流れ出したり、雨水を滞水させたりすること等により林地崩壊を誘発することがないように、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げない。また、林地の表土保護のために枝条の敷設による整理を行う等により、枝条・残材を置く場所を分散させ、杭を打つ等の対策を講じる。

(2) 集材路・土場の整理

- ① 集材路・土場は、原則として植栽等により植生の回復を促すこととし、必要に応じて作設時に剥ぎ取った表土の埋戻し等を行う。また、路面水の流下状況等を踏まえ、溝切り等の排水処置を行う。
- ② 伐採・搬出に使用した資材・燃料等の確実な整理・撤去を行う。
- ③ 全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条・残材等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を行う。

7 その他

- ① 森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、集材路ではなく、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設する。
- ② 集材路・土場の作設に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実に行う。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続を行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続の対象となり得ることに留意する。
- ③ 林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。
- ④ この指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。

伐採及び搬出に係るチェックリスト

____年 ____月 ____日

立木販売買受者： _____

売買物件の所在地： _____

チェック項目	確認
<p>(1) 伐採区域の確認</p> <p>① 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ② 着手前に必ず伐採区域の事前確認を行う。 ③ 区域表示の方法（標示の明瞭度、間隔等）を確認、また現場末端まで周知を行う。 ④ 林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。</p>	
<p>(2) 林地保全に配慮した集材施設の設計</p> <p>① 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ② 森林作業道等・土場の作設は必要最小限にする。 ③ 森林作業道等の線形は、極力等高線に合わせ、森林作業道等・土場は溪流等から距離をおいて配置する。 ④ 森林作業道等は、溪流等を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑤ 伐採区域のみで森林作業道等の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することも検討し、森林官等と協議を行う。 ⑥ 水道の取水口の周辺、人家等特に重要な保全対象が下方にある場合は、森林作業道等・土場を配置しない。また、必要により丸太柵工等の対策を講じる。なお、集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。 ⑦ 森林作業道等のヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、森林作業道等・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流等に流出しない工夫をする。 ⑨ 現場の状況に応じて、森林作業道等・土場の配置に係る計画の変更を行う。</p>	
<p>(3) 林地保全に配慮した集材施設の施工</p> <p>① 森林作業道等の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土高を可能な限り低く抑え、盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③ 余剰な残土・根株については、溪流等の付近は避け、地盤が安定した箇所に、安定した状態で置く。 ④ 雨水による路面の洗堀・路肩の崩壊等を避けるため、路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。 ⑤ 崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、必要により丸太組工等の対策を講じる。 ⑥ 溪流等横断箇所においては、洗い越しでは大きめの石等を使用し、路面を一段下げる、暗渠の場合は詰まらないように杭を立てるなどの対策を講じる。</p>	
<p>(4) 作業実行上の配慮</p> <p>① 森林作業道等・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④ 枝条等は溪流等の付近には放置しない。安定した場所に集積しておく。 ⑤ 主伐の場合、伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。</p>	
<p>(5) 事業中・実施後の整理</p> <p>① 事業中は必要により、事業完了間近の時点で森林官等に現場立会いを求め、林地保全上の措置等について協議する。 ② 跡地検査時点では上記の措置も含め検査を受け、必要な措置があれば実施する。</p>	
<p>(6) 生物多様性への配慮</p> <p>① 希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ② 集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。</p>	

特約事項【立木販売】 (伐採・搬出、森林作業道等作設)

- 1 買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。
ただし、指針3の①及び⑤は適用しない。
- 2 事業計画書等の提出及び承認
 - (1) 買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書」を作業に着手する10日前までに当該事業地を管轄する森林官等（以下「森林官」という）を経由の上、会津森林管理署長へ提出し、その承認を受けること。
 - (2) 事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。添付する図面は、別途作成する図面（保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど）を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものであること。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」の内容を確認の上、添付すること。
 - (3) 買受人は（1）で承認を受けた森林作業道等の路網計画に変更する必要があるときは、その変更について森林官を経由の上、会津森林管理署長に提出し、その承認を受けること。
 - (4) 買受人は、（1）及び（3）に基づいて提出した事項について、会津森林管理署長の承認された後に着手すること。
- 3 買受人は、森林作業道等を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し施工すること。
 - (1) 路網
 - ア 配置
 - (ア) 路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。
 - ①地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。
 - ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
 - ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
 - ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
 - ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。
 - イ 幅員
幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。
 - ウ 勾配・排水
縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業

を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。

②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

(2) 施工

ア 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

イ 盛土

盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

ウ 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

エ 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(3) 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

(4) その他

ア 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね 30cm 毎の層毎にバケツ等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

イ 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

ウ 本特約事項に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

- 4 会津森林管理署長は、1、3の不遵守や、2(1)及び(3)において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は会津森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じること。